

富士市手数料条例

(34)の2 特定計量器検査に係る手数料 計量器 1 件につき次の表に定める額とする。

特定計量器の区分			手数料の額
非自動はかり	検出部が電気式又は光電式のもので、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1,800円
		ひょう量が500キログラム以下のもの	2,200円
		ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100円
	棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		250円
	上記以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
		ひょう量が250キログラム以下のもの	900円
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1,500円
		ひょう量が1トン以下のもの	2,100円
		ひょう量が2トン以下のもの	3,700円
		ひょう量が5トン以下のもの	7,000円
		ひょう量が10トン以下のもの	1万800円
		ひょう量が20トン以下のもの	1万5,200円
		ひょう量が30トン以下のもの	1万9,300円
		ひょう量が40トン以下のもの	2万1,800円
ひょう量が50トン以下のもの		3万100円	
ひょう量が50トンを超えるもの	5万1,800円		
分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり			10円

備考

- 1 特定計量器の検査にあつては、計量器所在場所で検査を受けようとするときは、上記の表に定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 2 特定計量器のひょう量が500キログラムを超え、特殊機材で検査した場合は、特殊機材の借上げに要した額を加算する。
- 3 非自動はかりのうち、最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の差をいう。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、それぞれの区分に応じ、当該手数料の額の2倍の額とする。